

2007 年 9 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

出光興産株式会社
経 理 部

企業会計基準公開草案第 19 号「金融商品に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 23 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
に対する意見

貴委員会から平成 19 年 7 月 20 日に公表されました標記の企業会計基準の公開草案（以下「本会計基準案」という。）及びその適用指針の公開草案（以下「本適用指針案」という。）について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出致します。

記

1. 既に他の注記及び明細表で記載されている事項との重複の回避について

【コメント】

注記事項の重複を避けるべく、関係方面との十分な調整・検討をお願い致します。

（１）金融商品の状況に関する事項

本適用指針案	既の開示されている事項
第 3 項 (2) ③ デリバティブ取引	注記（デリバティブ取引関係） 1. 取引の状況に関する事項

（２）金融商品の時価等に関する事項

本適用指針案	既の開示されている事項
第 4 項 (2) ③ その他有価証券	注記（有価証券関係）
第 4 項 (3) デリバティブ取引	注記（デリバティブ取引関係） 2. 取引の時価等に関する事項
第 4 項 (5) 社債、長期借入金、リース債務 及びその他の有利子負債の返済予定額	連結附属明細表（社債明細表）の償還予 定額、（借入金等明細表）の返済予定額

【理由】

金融商品の開示に関しては、本公開草案の内容にて集約されることとなり、注記情報の利用者及び作成者双方の便宜に鑑み、上記等の重複箇所については既の開示されている注記及び附属明細表の記載を廃止する等の調整が必要であると考えます。

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメントの時価の注記について（本適用指針案第 18 項）

【コメント】

本適用指針案の「契約で示された固定利率で実行される際の時価に重要性がある場合には、その時価及び当該時価の算定方法を注記することが適当である」につき、どのような場合に重要性があると考えられるか、及び時価の算定事例等の開示の為のガイドラインを参考（開示例）等で示していただけるよう、ご検討をお願い致します。

【理由】

注記情報利用者の比較容易性の確保及び企業財務担当者の混乱防止の為に必要な措置と考えます。

3. 債務保証契約の時価の注記について（本適用指針案第 19 項）

【コメント】

債務保証契約の時価の注記については、その要否につき再度検討をお願い致します。

【理由】

債務保証契約は、債務保証先が債務不履行時に発生するものであり、債務保証額が最大の損失額となるものと考えます。一方、債務保証額は別途個別に開示されていることから、重複防止の観点にて再度検討をお願いするものです。

4. 売上債権の時価の注記について（本適用指針案 参考(開示例)2.製造業(2)2.(2)）

【コメント】

売上債権の時価の注記については、その要否につき再度検討をお願い致します。

【理由】

売上債権に関して投資家にとって有益な情報は、期末における時価というよりも寧ろ、当該債権の回収可能性であると考えます。その点においては、既に行っている貸倒引当金の計上による貸倒リスクの開示及び破綻更正債権への振替により対応できていると考えます。

5. 連結子会社に対する長期貸付金の時価の注記について（本適用指針案 参考(開示例)2.製造業(2)2.(4)）

【コメント】

本適用指針案末尾の開示例 2. 製造業(2)の 2.(4)では、連結子会社に対する長期貸付金の時価も算定して注記しているようにも読み取れる記述がありますが、そのような意図を含んでいるかどうかを確認させてください。

また、連結子会社に対する長期貸付金の時価評価を含んでいる場合には、その要否につき、再検討をお願い致します。

併せて、連結対象外のグループ会社に対する長期貸付金の扱いについてご教示下さい。

【理由】

本会計基準案及び本適用指針案における金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項の注記については、連結財務諸表における注記を必須としていますが（本会計基準案第 40－2 項並びに本適用指針案第 3 項及び第 4 項）、連結貸借対照表上は内部消去されている金融商品についても時価評価して開示することは、財務諸表利用者に誤解を与えかねない可能性があると考えます。

6. 短期で決済される金銭債務の時価の注記について（本適用指針案 参考(開示例)2.製造業(2)2.(5),(6)）支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

【コメント】

これらの時価の注記については、その要否についての再検討及び重要性判定の為のガイドラインの提示について検討をお願い致します。

【理由】

開示例の製造業(1)では帳簿価額は時価にほぼ等しいとされ、一方、製造業(2)の例では将来キャッシュフローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により時価を算定しています。実務的に重要性を判定する際や、時価を算定する際のガイドラインをもう少し具体的に記載していただきたいと考えます。

7. 金銭債務の時価の注記について（本適用指針案 参考(開示例)2.製造業(2)2.(8),(9)）

【コメント】

時価算定の為のもう少し詳しいガイドライン、算定方法等の提示について検討をお願い致します。

【理由】

本適用指針案の上記開示例では、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値にて算定して注記されています。これは、平成 18 年 12 月 28 日に貴委員会から討議資料として公表された「財務会計の概念フレームワーク」も踏まえての記述とも推察されますが、企業担当者としては時価を算定する方法について、もう少し具体的に例示していただきたいと考えます。

以 上